

一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター 第8回定時総会議事録

0

1. 開催日時 令和8年6月28日（日）14時50分から16時20分

1. 開催場所 新梅田研修センター（大阪府大阪市福島区福島6-23-8）

1. 出席会員数 議決権のある代議員総数 79名

出席代議員数（委任状出席を含む） 79名

この議決権の総数 79個

1. 議長 上村亮介

福本悠樹

1. 出席役員

理事 射場一寛 本田憲胤 鈴木俊明 都留貴志 中野治郎

辻畑智広 工藤慎太郎 田籠慶一 元石光裕

監事 千葉一雄 神尾昭宏 青木弥穂

1. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

射場一寛

1. 議事の経過の要領及び結果

議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数に足る代議員の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

第1号議案 令和7年度事業報告及び計算書類・監査報告に関する件

議長は、令和7年度事業報告及び収支決算につき、執行部に説明を求めた。執行部より射場一寛理事長が事業報告につき、都留貴志理事が収支決算につきそれぞれ総会資料をもとに説明を行った。次いで、千葉一雄監事より、上記書類は監査の結果、適正に処理されており妥当である旨の監査報告があった。質疑応答の後、議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認した。

第2号議案 令和8年度事業計画書及び収支予算書承認の件

議長は、令和8年度事業計画書及び収支予算書につき執行部に説明を求めた。執行部より射場一寛理事長が事業計画書につき、都留貴志理事が収支予算書につきそれぞれ総会資料をもとに説明を行った。質疑応答の後、議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認した。

第3号議案 定款変更に関する件

議長は、定款変更案につき執行部に説明を求めた。執行部より射場一寛理事長が当法人の定款を別紙のとおり変更することにつき説明を行った。質疑応答の後、議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和8年6月28日

一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター 第8回定時総会

議事録作成者・代表理事 射 場 一 寛

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更理由

次の理由から、定款の一部変更を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

- (1) 法人運営の実態に即した業務執行体制を明確化し、理事の役割及び責任の所在を明確にするとともに、理事会による監督機能を強化し、適正かつ円滑な法人運営を図るため、所要の変更を行うものです。
- (2) センターの事業運営をより一層強化することを目的として、センター役職経験者あるいは外部の有識者等から広く助言・指導を得られる体制を構築するため、顧問及び相談役に関する規定を設けるものです。
- (3) 議事録作成について迅速に対応すること、また、その作成にあたって事務局の負担軽減を認めるため、議事録の署名又は記名押印すべき者の定めを「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に準じて変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変 更 案
第1条～第20条 (条文省略)	第1条～第20条 (現行どおり)
(総会議事録)	(総会議事録)
第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、 <u>議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。</u>	第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。
第22条～第25条 (条文省略)	第22条～第25条 (現行どおり)
(理事長、副理事長)	(理事長、副理事長 <u>及び常務理事</u>)
第26条 この法人に理事長1人、副理事長2人以内を置き、理事会において理事の過半数をもって理事の中から選定する。	第26条 この法人に理事長1人、副理事長2人以内を置き、理事会において理事の過半数をもって理事の中から選定する。
② 理事長は、法人法上の代表理事とする。 (新設)	② 理事長は、法人法上の代表理事とする。
③ 理事長は、この法人を代表し会務を総理する。	③ <u>理事長及び副理事長以外の理事のうち、12名以内を常務理事とする</u>
	④ 理事長は、この法人を代表し会務を総理する。

④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 (新設) 第 27 条～第 28 条 (条文省略) (新設) 第 29 条～第 33 条 (条文省略) (職務の執行状況の報告) 第 34 条 理事長及び副理事長は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。 (理事会議事録) 第 35 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものと	⑤ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 ⑥ 副理事長及び常務理事をもって、<u>法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</u> 第 27 条～第 28 条 (現行どおり) (相談役及び顧問) 第 29 条 この法人に、<u>相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u> ② <u>相談役及び顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を得て委嘱する。</u> ③ <u>相談役及び顧問の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。</u> ④ <u>相談役及び顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。</u> ⑤ <u>相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</u> ⑥ <u>顧問に対しては、理事会の承認を得て相応の謝礼金を支給することができる。</u> 第 30 条～第 34 条 (現行どおり) (職務の執行状況の報告) 第 35 条 理事長、副理事長及び常務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。 (理事会議事録) 第 36 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものと
--	--

する。 第 <u>36</u> 条～第 <u>44</u> 条 （条文省略）	する。 第 <u>37</u> 条～第 <u>45</u> 条 （現行どおり）
---	--